

委託業務受託候補者の選定を公募型プロポーザル方式で実施しますので、次のとおり公募します。

令和6年6月3日

京都市温泉観光活性化協議会

令和6年度京都市温泉観光活性化のための魅力発信事業 業務委託応募要領

1 委託業務

京都市温泉観光活性化のための魅力発信事業

2 委託業務内容

詳細は別紙仕様書のとおり。

- (1) 温泉の魅力発信事業の実施
- (2) 京都市温泉観光活性化協議会（以下「協議会」という。）のSNSやウェブを活用した商品付与キャンペーンの実施
- (3) 誘客促進や協議会のSNSのフォロワー増を目指したフォトコンテスト等の実施及び、協議会加盟施設への取材内容に基づいた、SNSやウェブを活用した情報発信
- (4) 協議会ウェブページの管理・保守
- (5) 国内外でのPR活動（広報物の作成）
- (6) 京都ディステーションキャンペーン会議でのブース出展
- (7) 研修会・講習会の実施

3 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託金額限度額
金9,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (3) 契約期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 委託費の支払条件
通常払い（委託業務完了後に受託者の請求により支払う）
- (5) その他

受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ協議会の承認を得ることとする。

4 応募資格

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加すること。

- (2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。又は、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者であること。
- (3) 公告の日から応募締切日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

5 応募方法

- (1) 提出書類
 - ア 応募申請書（様式1）
 - イ 類似業務実績一覧（様式2）
過去の実績がわかる制作物等があれば添付すること。
 - ウ 企画提案書（任意様式）
別紙「受託候補者選定審査基準及び企画提案書作成要領」に基づき作成すること。
 - エ 見積書（消費税は内書きで記載）
委託業務実施に当たっての見積書（積算根拠がわかるように記載したもの）
※ ア～エを7部作成し、1部のみ会社名を記載し、6部は会社名を記載しないこと
（ロゴマーク等会社が特定される文字の記載がないか注意すること）。
- (2) 受付期間
 - ア 公開日から令和6年6月17日（月）までの午前9時から午後5時までとする。
 - イ 受付期間の終了後においては、提出書類の内容の変更は受け付けない。
- (3) 提出方法等
下記10の担当課まで直接持参又は郵送すること。
- (4) その他
 - ア 提出書類は理由の如何にかかわらず返却しない。
 - イ 採択された提案は、協議会との協議により、修正・変更を行う場合がある。

6 受託候補者の選定

- (1) 選定方法
応募者から提出された企画提案書及び見積書について、「令和6年度京都市温泉観光活性化のための魅力発信事業に関する受託候補者選定審査基準」に基づき採点し、その平均点が最も高かった者を受託候補者として選定する。選定は非公開とし、選定の経過等に関する問合せには応じない。
なお、応募者が1者であった場合については、採点結果が一定点数以上（合計点が6割以上）の場合に受託候補者として決定する。
- (2) 選定結果の通知
審査後速やかに受託候補者を決定し、結果については、応募者全員に通知する。

7 委託契約の締結

(1) 契約金額

提案書類提出時に提出された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

(3) 契約の締結等

ア 選定した受託候補者と契約条件を確認及び協議のうえ、随意契約を行う。

イ 受託候補者となった者は、速やかに所定の契約書を提出しなければならない。

ウ 受託候補者となった者が前項の手続きを行わないときは、当該委託業務に係る契約は締結されなかったものとみなす。この場合、次点の者を受託候補者として選定したものとする。

8 質疑

応募方法や委託業務の仕様内容等について質疑がある場合は、質疑書（任意様式）を持参又はFAX、電子メールにより提出すること。口頭による質疑は受け付けない。ただし、軽微な質問についてはこの限りでない。

なお、FAX、電子メールの場合は必ず電話で着信確認を行うこと。また、質疑書には連絡先等を記載すること。

(1) 提出先

下記10の担当課まで

(2) 提出期間

公開日から令和6年6月6日（木）の午前9時から午後5時までとする。質疑に対する回答は、すみやかに募集ページと同ページで公開することによって行う。

9 その他

応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

10 担当

〒604-0924

京都市中京区一之船入町384 ヤサカ河原町ビル7階

京都市温泉観光活性化協議会事務局（京都市観光MICE推進室内）

担 当 三浦、福森

TEL 075-746-2255

FAX 075-213-2022

E-mail kankomice_onsen@city.kyoto.lg.jp

11 スケジュール（予定）

令和6年6月 3日（月） 公募開始

6月 6日（木） 質疑書の提出期限

6月17日（月） 各種必要書類の提出期限

6月28日（金） 結果通知

7月上旬 契約締結、業務開始